

資料 6

部会決議報告

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第4条
に基づく対策地域の指定の解除について

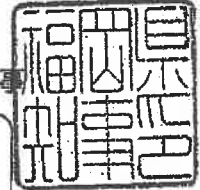


3食地産第2458号
令和4年1月19日

福岡県環境審議会長 殿

福岡県知事

〔農林水産部
食の安全・地産地消課〕



農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第4条に基づく対策地域の
指定の解除について（諮問）

このことについて、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律
139号、以下「法」という。）第4条第2項の規定により、下記のとおり諮問
します。

記

1 諮問事項

大牟田地域農用地土壌汚染対策地域の指定解除（昭和開北部第二地区）に
ついて

2 諮問理由

法第5条第1項の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を実施し、指定の要
件となった事実に変更が生じたので、法第4条第2項の規定により、貴審議会
の意見を求めるもの

（資料）

大牟田地域農用地土壌汚染対策地域の指定解除（昭和開北部第二地区）に
ついて（案）



3 福環審第29号

令和4年2月21日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第4条
に基づく対策地域の指定の解除について（答申）

令和4年1月19日付け3食地産第2458号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

別紙のとおり決定されることが適当である。

大牟田地域農用地土壌汚染対策地域の指定解除（昭和開北部第二地区）について

第1 対策地域の指定解除

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号、以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定した大牟田地域のカドミウムによる農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）について、法第4条第1項の規定に基づき指定を解除する。

1 指定解除の区域

(1) 所在地

大牟田市昭和開で別添農用地土壌汚染対策地域指定位置図の オレンジ色で囲んだ部分に該当する地域（昭和開北部第二地区）

(2) 面積

32.09ha

2 根拠法（法第4条第1項）

都道府県知事は、対策地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

第2 指定解除までの経緯と理由

1 対策地域の指定

地域名	地区名	指 定 (平成26年福岡県告示第446号)	
		指定日	面積(ha)
大牟田地域 (昭和開北部 第二地区)	昭和開北部 第二地区	H26.4.30	32.09
	計		32.09

2 対策計画の策定

昭和開北部第二地区について、法第5条第1項の規定に基づき農用地土壌汚染対策計画（平成26年福岡県告示第628号で策定、以下「対策計画」という。）を定めた。

3 汚染を除去するための事業の実施

対策計画に基づき、上乗せ客土によって土地改良法に基づく公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）を平成28年度から令和2年度の間に、28.98haについて実施した。

(単位：ha)

地区名	指定面積	公特事業実施面積	公特事業以外面積※
昭和開北部	32.09	28.98	3.11

※畑・樹園地のため、国の通知（平成22年環境省水・大気環境局土壌環境課長通知

環水大土発第100630002号）により、対策事業の実施によらなくても指定の解除が可能

4 事業実施後のカドミウム調査の実施

平成29年度客土区について、平成30年度～令和2年度の3ヶ年、玄米及び土壌、かんがい水、降下ばいじんのカドミウム調査を実施した。

区 分	玄米中のカドミウム(mg/kg)			土壌中のカドミウム(mg/kg)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
事業実施前	1.16	0.02	0.28	7.29	1.53	3.66
事業実施後	0.01	0.00	0.01	0.36	0.02	0.16

※事業実施前のカドミウム濃度は、平成25年度の細密調査結果

項 目	事業実施前			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	最高	最低	平均			
かんがい水中の カドミウム量 (mg/L)	0.00077	0.00002	0.00017	0.00013	0.00021	0.00011
降下ばいじん中の カドミウム量 (mg/m ³ /月)	0.439	0.007	0.052	0.032	0.077	0.015

※かんがい水の値は、調査地点2箇所 の6月～9月の月1回の調査の平均値

※降下ばいじんの値は、調査地点2箇所 の4月～翌3月までの月1回の調査の平均値。

※事業実施前は、平成25年度の調査結果

5 指定解除の理由

- (1) 公特事業実施後3ヶ年連続して対策地域調査を行った結果、生産された玄米1kgにつき0.4mgを超えるカドミウムを含むものは認められない。
- (2) 昭和開北部第二地区のうち、28.98haについては、汚染を解消するための客土(公特事業)を完了した。また、公特事業の対象外となった3.11haは、畑、樹園地及び農道として利用している状況で、田以外の土地である。

以上の結果から、指定要件^{※注}は解消しており、昭和開北部地区32.09haについて法第4条第1項の規定により事実の変更があったので指定解除を行う。

※注：指定要件・・・その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラムを超えると認められる地域であること

農用地土壤汚染対策地域指定位置図

